

江南市
新ごみ処理施設建設候補地選定結果
検証業務報告書

平成 27 年 10 月

一般財団法人日本環境衛生センター

目 次

1	目的	1
2	検証の視点	1
3	候補地の現況	4
	(1) 候補地の位置	4
	(2) 現地確認	5
4	検証	6
	(1) 選定経過	6
	(2) 候補地洗い出しの条件	7
	(3) 評価項目の設定	12
	ア 市設定の評価項目	12
	イ 市設定項目以外で他自治体が設定している項目	13
	ウ 「都市計画」における配慮項目	18
	(4) 判定基準の設定	19
	ア 市設定の判定基準	19
	イ 市設定項目以外で他自治体が設定している項目の判定基準	21
	ウ 「都市計画」における配慮項目の判定基準	22
	(5) 評価内容	23
	ア 市設定の評価項目	23
	イ 市設定項目以外で他自治体が設定している項目	26
	ウ 「都市計画」における配慮項目	27
	エ 判定結果のまとめ	28
	(6) 判定結果の点数化（重み付け）	29
	(7) 評価結果	31
5	検証結果	33
	(1) 選定経過	33
	(2) 候補地洗い出しの条件	33
	(3) 評価項目の設定	33
	(4) 判定基準の設定	33
	(5) 評価内容	33
	(6) 判定結果の点数化（重み付け）	34
	(7) 評価結果	35
6	所感	36

1 目的

江南市が行った新ごみ処理施設建設候補地選定の合理性、客観性及び妥当性について、専門的な見地から検証する。

2 検証の視点

(1) 選定経過の検証

候補地選定の経過を検証した。

候補地選定にあたって、「特定の候補地を選定するように評価基準を設定したのではないか」という疑念を第三者に持たれないためには、候補地の洗い出しの前に評価項目を設定することが望ましい。

(2) 候補地洗い出しの条件の検証

候補地洗い出しの条件が妥当か、他自治体の建設事例を参考に検証した。

(3) 評価項目の設定の検証

候補地選定にあたって、評価項目の設定は重要である。特定の候補地が有利になるように偏った設定となっていないか、合理的かつ妥当であるか、他市町村の事例及び※法的な基準に準じて、視点に不足がないかを検証した。

(4) 判定基準の設定の検証

判定基準の設定において、客観的な判定ができる基準となっているかを検証した。

(5) 評価内容の検証

設定した評価項目について、合理的かつ公平な評価が行われているかを検証した。

設定した評価項目について、設定した判定基準が各候補地に正しく適用されて、評価されているかを検証した。

(6) 判定結果の点数化（重み付け）の検証

判定結果の点数化（重み付け）が妥当か、候補地選定の目的を踏まえて、検証した。

(7) 評価結果の検証

評価内容に基づき判定した結果を改めて点数化した。

※法的な基準：愛知県建設部策定の「都市計画」におけるごみ処理施設等の位置の選定に係る配慮事項の望ましい基準

ごみ処理施設は、住民が快適かつ健康で文化的な都市活動を営む上で、欠くことのできない必要な施設であるが、その設置の際には、建築基準法第 51 条において「都市計画においてその敷地の位置が決定されているものでなければ、都市計画区域内において、新築し又は増築・用途変更してはならない」とこととされている。

また、ごみ処理施設の設置にあたっては、都市計画法（以下「法」という。）の制約を受けることとなるが、法においては、都市施設（ごみ焼却場等）として規定され、将来の業務が円滑に実施できるよう、土地利用、交通などの現在及び将来の状況を考え、適

切な規模や配置をして円滑な都市活動と良好な都市環境を確保する必要がある。

このため、愛知県では、「その他の処理施設」の許可取扱い基準（ごみ処理施設等の位置の選定に係る配慮事項の望ましい基準）として、次のように示されている。

「その他の処理施設」の許可取扱い基準（愛知県建築基準法第 51 条ただし書許可基準）

1. 対象施設

- ・（略）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する 1 日あたりの処理能力が 5 t 以上のごみ処理施設

2. 位置の基準

(1) 市街化区域の場合

- ・原則として工業地域又は工業専用地域であること。
- (2) 用途地域の指定のない区域内の場合（市街化調整区域を含む）
 - ・既存集落（概ね 50 戸以上の住宅が連たんしているものに限る。）から 100m 以上離れていること。
 - ・住居系の用途地域から 100m 以上離れていること。

(3) 共通事項（工業・工業専用地域、その他）

- ・学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する建築物から 100m 以上離れていること。
- ・本項のうち距離の制限について住居系用途地域等と、その他の処理施設との間に幹線道路、鉄道施設又は大規模な工場等があり公害防止上支障がない場合はこの限りではない。

3. 道路の基準

- (1) 敷地の主たる搬出入口が面する道路の幅員は敷地面積に応じて下表の数値以上とすること。ただし、周囲の状況等により交通安全上支障がない場合はこの限りではない。

敷地面積	道路幅員
0.3ha 以上	9 m
0.3ha 未満	6 m

- (2) 道路の拡幅により前号の規定を満足しようとする場合は当該幅員以上の道路に接続するまでこれを行うこと。

- (3) 主たる搬出入道路は通学路と相当の区間にわたって重複しないこと。ただし、歩道と車道が分離されている場合にはこの限りではない。

4. 事前説明の基準

（省略）

5. 施設整備基準

(1) 建ぺい率

- ・概ね 5/10 以下とすること。このとき、別敷地に駐車場を設ける場合は、これを合わせて算定することができる。

(2) 緑化率

- ・緑化率は原則として 20%以上とすること。
- ・敷地境界線の内側に沿って都市計画法施行令第 28 条の 3 の規定に準じた緩衝帯等を設けること。このとき緩衝帯の幅は敷地面積が 1 ha 未満の場合は 1 m 以上とすることができる。また、緩衝帯には緑地のほか公害防止上有効な塀、付属建築物等が含まれる。

(3) その他

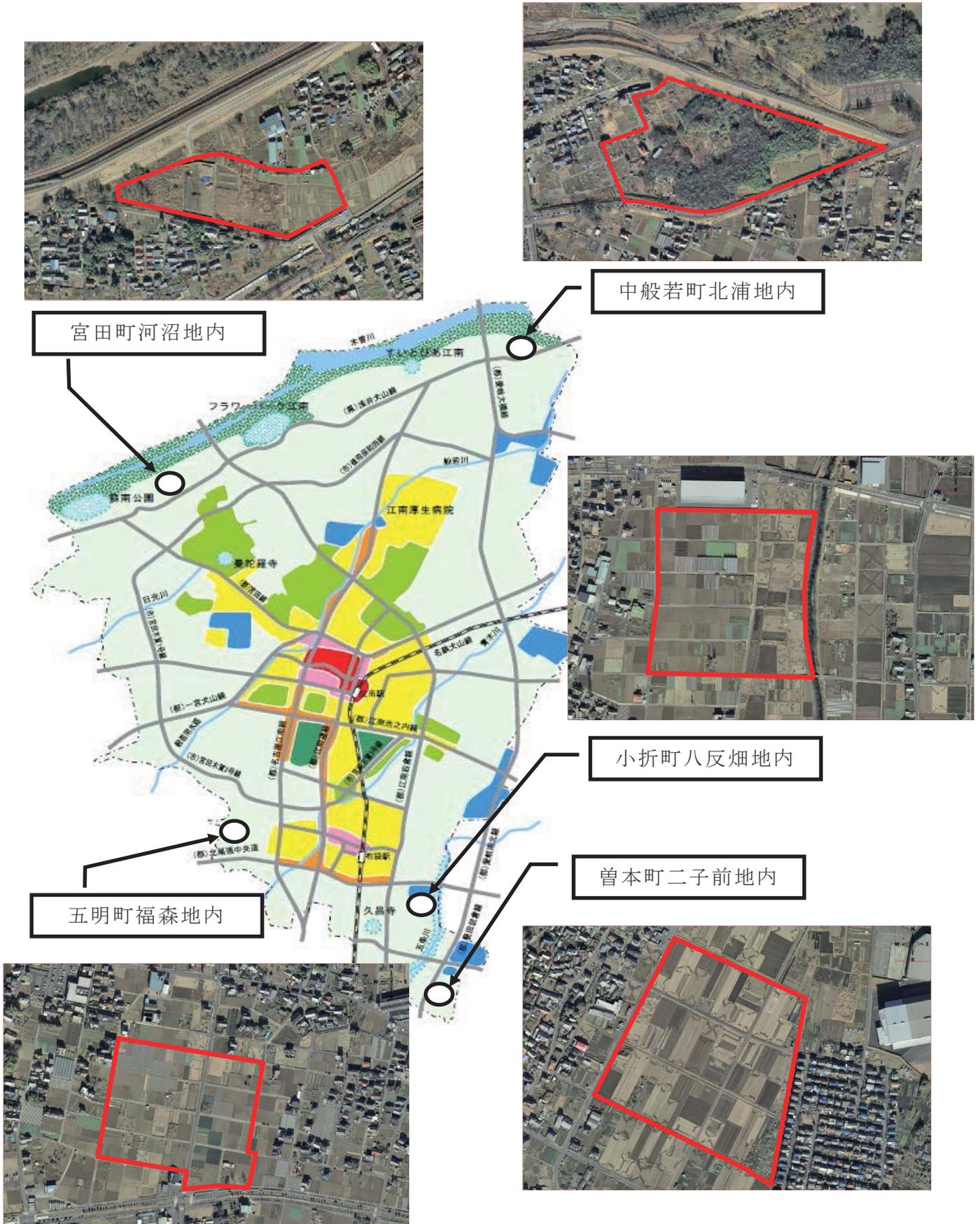
- ・敷地は極力整形化に努めること。
- ・所要の駐車場を確保すること。
- ・公害防止対策を万全に行うこと。
- ・他法令の許認可が得られること。(他に県事務所廃棄物対策課、環境保全課との調整を確実に行うこと。)

なお、この基準は建築基準法第 51 条ただし書許可基準として、都市計画においてその敷地の位置が決定していなくてもごみ処理施設の設置等ができる要件を定めているものであるが、位置の選定にあたっては重要な判断基準となるものであると考えられる。

3 候補地の現況

(1) 候補地の位置

江南市の候補地選定のために洗い出した5つの候補地は、図のとおりである。



(2) 現地確認

選定の対象とした5候補地について、候補地の状況及び周辺環境を確認するため、現地確認を行った。



【中般若町北浦地内】



【宮田町河沼地内】



【五明町福森地内】



【曾本町二子前地内】



【小折町八反畑地内】

4 検証

(1) 選定経過

「新ごみ処理施設（熱回収施設）建設候補地説明会」資料より、選定経過は、以下のとおりである。

H20.10.16 新ごみ処理施設建設候補地検討委員会へ候補地の検討を依頼

候補地A 江南市中般若町北浦地内

候補地B 大口町河北一丁目131番

候補地C 扶桑町大字高雄字突田地内

候補地D 犬山市字喜六屋敷地内

H22.4.16 尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議（以下「第1小ブロック会議」という。）にて、候補地を候補地A（江南市）と候補地D（犬山市）の2か所に絞り込むことを決定

H22.5.25 第1小ブロック会議にて、候補地D（犬山市）を建設候補地と多数決で決定

H23.11.17 地権者から第1小ブロック会議に用地提供再考の申し入れ

H24.8.19 犬山市池野神尾地区の凍結宣言

（江南市）10万人都市としての責任を果たすため

- ・最も多くのごみを出す。
- ・江南市には広域処理施設がない。

H24.10.2 第1小ブロック会議にて、江南市が候補地の受入れを表明

H24.10.2 江南市の受入表明の趣旨を説明 中般若区役員

H24.10.3 副市長以下のプロジェクトチームで候補地選定の見直し着手（市内候補地を白紙に戻し、洗い出し、再検討）

H24.10.6 江南市の受入表明の趣旨を説明 中般若区会、般若区会

H24.11.10 江南市の受入表明の趣旨を説明 草井区会

H24.11.12 第1小ブロック会議にて、江南市内の候補地選定作業の早期対応が求められる

H24.12.6 江南市の候補地の選考

H24.12.17 江南市の全議員が集まる全員協議会にて、江南市の候補地を説明

H24.12.26 第1小ブロック会議にて、建設候補地を発表

- ・候補地の洗い出しと選定方法（評価項目、判定基準、重み付け）が並行して再検討されている。候補地選定の公平性及び透明性の観点から、候補地洗い出しの前に選定方法を設定することが望ましいと思われるが、江南市が候補地の受入れを表明した経緯から、候補地の洗い出しと選定方法の設定が並行して進められている。このため、選定方法の設定において、特定の候補地が選定されるような評価項目の設定となっていないか、(3) 評価項目の設定で検証する。

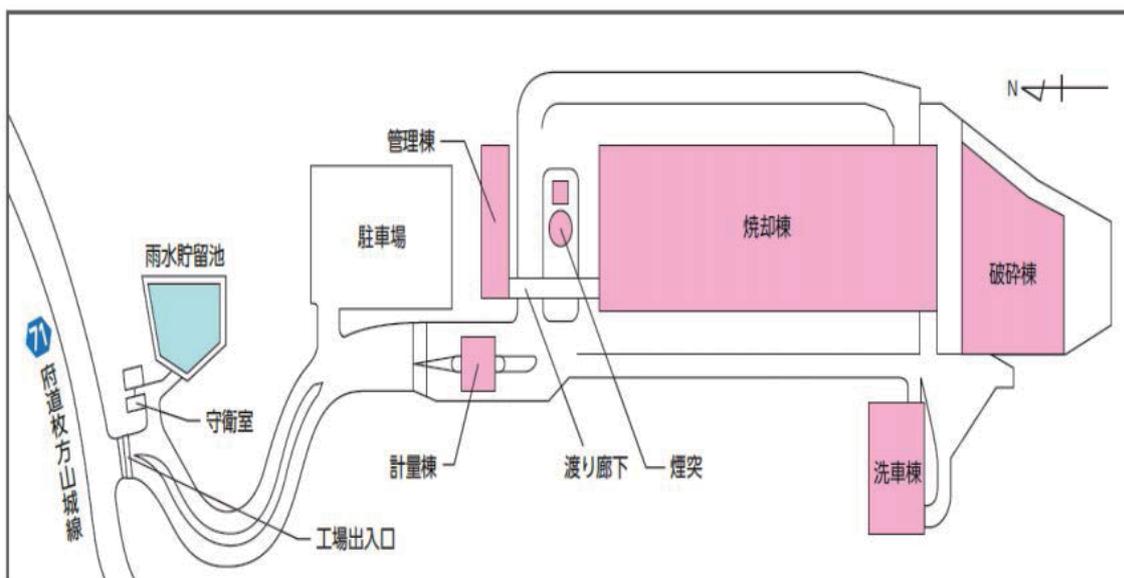
(2) 候補地洗い出しの条件

候補地の洗い出しにあたって、3 ha (30,000 m²) 以上の一団となったエリアを洗い出している。

他自治体において近年建設された同規模施設 (150 t/日～300 t/日) の建設事例を以下に示す。

【事例 1】

自治体名・施設名	大阪府枚方市東部清掃工場
稼動開始	平成 21 年 1 月
敷地面積	51,350.55 m ²
施設概要	焼却施設：240 t/日 (120 t/日×2 炉) 破碎施設：39 t/5 時間



資料：枚方市HP

【事例 2】

自治体名・施設名	小牧岩倉衛生組合小牧岩倉エコルセンター (小牧市、岩倉市)
稼動開始	平成 27 年 4 月
敷地面積	35,600.90 m ²
施設概要	ごみ溶融施設 197 t / 日 (98.5 t / 日 × 2 炉) ごみ破碎施設 27 t / 5 時間 (粗大ごみ、不燃ごみ等)



※左側：旧施設、右側：新施設

資料：小牧岩倉衛生組合HP

【事例3】

自治体名・施設名	佐賀県西部広域環境組合さが西部クリーンセンター (伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町)
稼動開始	平成28年1月(予定)
敷地面積	31,800 m ²
施設概要	エネルギー回収推進施設：205 t/日 (102.5 t/日×2炉) 粗大ごみ処理施設：22 t/5時間

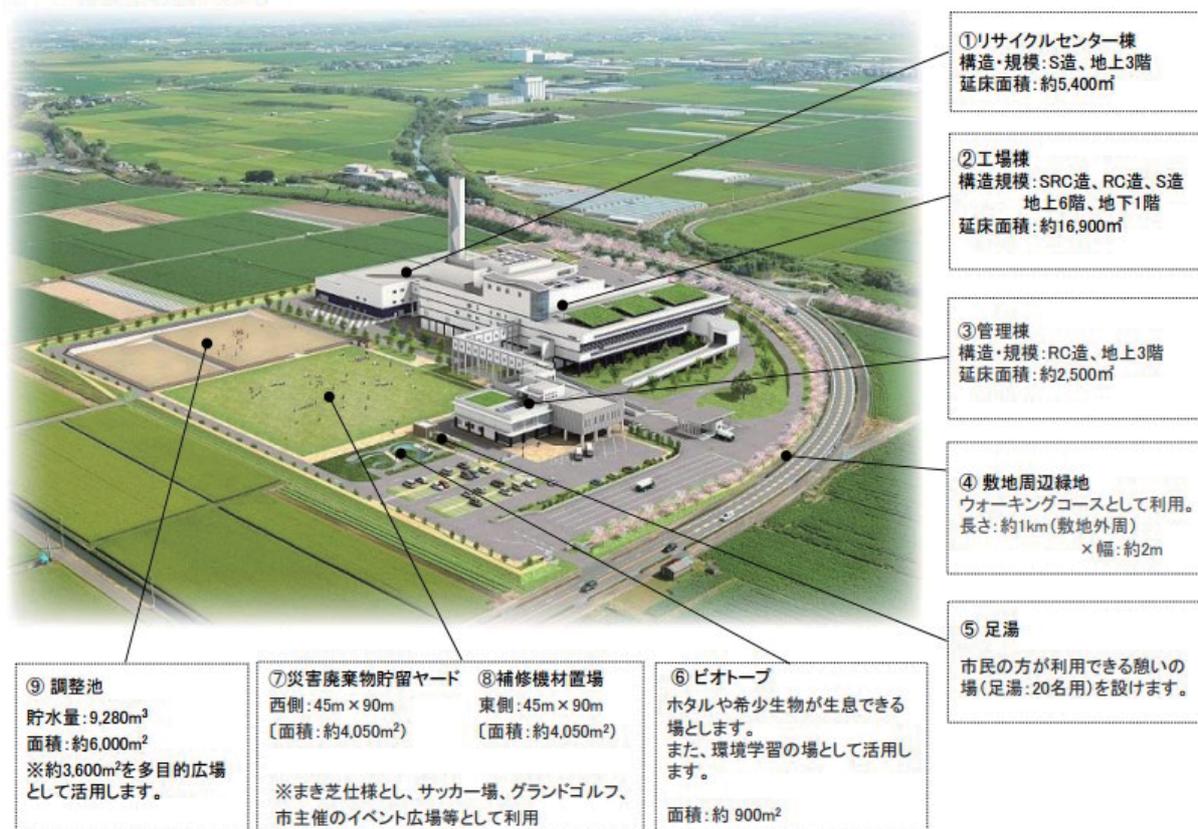


資料：佐賀県西部広域環境組合HP

【事例4】

自治体名・施設名	福岡県久留米市宮ノ陣クリーンセンター
稼動開始	平成28年4月（予定）
敷地面積	74,000 m ²
施設概要	焼却施設 : 163 t / 日 (81.5 t / 日 × 2 炉) 破碎選別施設 : 不燃・不燃粗大 28 t / 5 時間 + 可燃粗大 24 t / 5 時間 リサイクル施設 : 22.5 t / 5 時間

■ 全体配置図



資料：久留米市HP

【事例 5】

自治体名・施設名	宮崎県都城市クリーンセンター
稼働開始	平成 27 年 3 月
敷地面積	25,870 m ²
施設概要	焼却施設：230 t / 日（115 t / 日 × 2 炉）



資料：都城市HP

- ・ 現建設計画では、焼却施設（施設規模：最大 236 t / 日）、粗大ごみ処理施設（施設規模：未定）を建設する計画となっている。
- ・ 類似の他自治体建設事例では、敷地面積は 3.2～7.4 ha（焼却施設単独の場合でも約 2.6 ha）である。
- ・ 以上のことから、候補地洗い出しの条件（3 ha 以上の一段となったエリア）は妥当である。

(3) 評価項目の設定

ア 市設定の評価項目

評価項目について、ごみ処理施設建設用地選定結果を公開している他自治体の設定事例と比較したものを表1に示す。

江南市が設定した評価項目は、他自治体でも設定されている。

表1 評価項目について他事例との比較

江南市の評価項目		事例①	事例②	事例③	事例④	事例⑤
基本要素	① 敷地面積の確保	○	○	○	△	○
	② アクセスのしやすさ	○	○	○	—	○
重要要素	③ 用地確保のしやすさ	○	—	—	○	—
	④ 近くの住居の少なさ	○	—	△	○	○
	⑤ 運搬経費の安さ	○	—	△	○	△
参考要素	⑥ 学校、病院、保育所、老人福祉施設等の有無	—	—	○	—	○
	⑦ 搬入道路の集落通過	—	—	—	△	○
	⑧ 行政計画とのつりあい	○	△	○	○	○
	⑨ 土地造成のしやすさ	○	○	△	—	○
	⑩ 土地利用の現況	○	—	—	○	—

○:江南市の項目とほぼ同じ評価項目

△:江南市の項目と関連する評価項目

事例①:長野県佐久市

事例②:東京都町田市

事例③:兵庫県南但広域行政組合(養父市、朝来市)

事例④:奈良県奈良市

事例⑤:長野県伊那市

なお、江南市は、特記事項として、「農業振興地域の指定」、「河川保全区域の指定」、「航空法による高さ制限」、「構築物等の有無」、「埋蔵文化財の有無」、「近接する水源の有無」の6項目を配慮すべき項目とし、その調査結果を明らかにしているが、評点の対象とはしていない。

イ 市設定項目以外で他自治体が設定している項目

他自治体が設定している評価項目で江南市が設定していない評価項目を表2に示す。

他自治体で設定した評価項目のうち、「土地利用の許認可等」、「構造物の有無」、「水道水源への影響」、「浸水想定区域の指定」、「地元の合意形成過程」について、評価する必要がある。

表2 他自治体における評価項目（江南市で設定していない評価項目）

評価項目		評価の 要否	評価の要否を判断した理由
用地取得の可能性(市有地の活用)		×	立地可能な市有地はない
立地条件	法規制(環境保全)	×	市内に建設が困難な指定はない
	法規制(防災)	×	市内に建設が困難な指定はない
	ライフラインの確保	×	5候補地の条件に大きな違いは認められない
土地利用	許認可等	○	農業振興地域の指定、河川保全区域の指定、航空法による高さ制限がある。なお、農業振興地域指定については参考要素⑧行政計画とのつりあいで判定する
	構造物等の有無	○	構造物等がある場合、補償等が必要になる場合がある
生活環境保全	近接する水源の有無	○	水道水源への影響を考慮する
自然環境保全	希少動植物等の存在	×	現時点では、認められない 環境アセスメントにおいて調査する
	地下水・湧水	×	現時点では、認められない 環境アセスメントにおいて調査する
	景観	×	現時点では、認められない 環境アセスメントにおいて調査する
防災	活断層の有無	×	活断層はない
	浸水想定区域の指定	○	浸水による施設への影響を考慮する
社会条件	交通量及び混雑度	×	現時点では、大きな違いは認められない 交通量に与える施設の影響は軽微である
	住民持込みの利便性	×	アクセスのしやすさで判断できる ※現時点では、持込は未定としている
	埋蔵文化財の有無	×	埋蔵文化財が出土すると調査が必要になり、建設が遅れるおそれがある 隣接する埋蔵文化財はない
	遺跡・史跡等の有無	×	ごみ処理施設が遺跡・史跡に影響を及ぼすことはない と考えられる 隣接する遺蹟・史跡等はない
経済性	用地取得費	×	全体事業費からみると、影響は小さい
	造成費	×	全体事業費からみると、影響は小さい
	ライフライン整備費	×	全体事業費からみると、影響は小さい
合意形成	候補地選定に向けた合意形成過程	○	事業を進める上で地元の理解が必要となる
	他市町の同意取得	×	5候補地の条件は変わらない

○:評価すべき項目

×:評価しない項目

■他自治体設定事例1（長野県佐久市）

資格判定項目		資格判定基準	江南市 該当項目
土地利用	有効敷地面積の確保	有効敷地面積として1.6ha以上が確保できること	基本①
	平坦地の確保	概ね90m×60mの四角形が納まる平坦地を造成により確保できること	基本①
	造成空間の確保	構造物等の支障物がないこと。支障物がある場合、回避若しくは除去できること	基本①
	ライフラインの確保	上水道は概ね130t以上/日量を確保できること(表流水・地下水の利用が可能な場合はその水量を含む)	—
		高圧受電(6,600v)が確保できること	—
アクセス道路の確保	2車線(幅員7m)以上のアクセス道路が確保できること	基本②	
環境保全	法規制	国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、郷土環境保全地域、保安林、鳥獣保護区、水道水源保全地区に指定されてないこと	—
	希少動植物の存在	候補地内に希少な動植物の営巣及び植生が確認されないこと	—
災害防止	法規制	保安林、砂防指定地、地すべり防止区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険区域、崩壊土砂流出危険区域、土石流危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、宅地造成工事規制区域、河川区域、重要水防区域(想定氾濫区域)に指定されてないこと	—
	活断層の有無	候補地は活断層上にないことを文献資料により確認すること	—
合意形成	地権者の理解	地権者が同意、又は同意が見込まれること	—

点数評価〔評価項目・評価基準〕

評価項目		評価基準	江南市 該当項目
土地利用	地質	地質図等の分析により地盤改良等、特殊基礎工事の必要性を判断	参考⑨
	許認可等	都市計画区域用途地域指定の有無	参考⑧
農業振興地域農用地区域指定の有無 その他法令に係る許認可等の有無			
環境保全	水源・湧水	水源地所在の有無及びその距離(候補地から500m以内)	—
		敷地内における湧水所在の有無	—
	希少動植物	希少動植物の現地踏査状況	—
	幹線道路	幹線道路の整備状況	基本②
	運搬距離	平均運搬距離(ごみ収集地域から候補地までの運搬距離に各地域ごとの人口を乗じた総和を総人口で割る)	重要⑤
	周辺地域住宅・事業所数	一定距離範囲内の住宅・事業所数(候補地から500m以内)	重要④
景観	周辺景観への影響	—	
防災性	地勢	現状の主な土地利用状況	参考⑩
		敷地造成に係る切土・盛土量	参考⑨
	防災区域	近隣地域における防災関係法令区域指定の有無	—
	地震対策	地震時における、斜面崩壊、地すべり、液状化の危険度	—
危険施設	近隣地域における危険施設の有無	—	
経済性	発掘調査	埋蔵文化財の発掘調査規模	—
	敷地造成コスト	敷地造成工事 概算費用 取付道路工事 概算費用 付帯工事 概算費用	参考⑨
	ライフラインコスト	給水工事 概算費用 電気供給工事 概算費用	—
	用地取得	用地取得概算費用の多寡	—
合意形成	地権者	地権者数の多寡(取付道路拡幅分を含む)	重要③
		権利解除の難易度(抵当権、相続等の有無)	—
	地元の合意形成過程	候補地応募について 地元住民への周知度	—
		候補地応募について 住民意見の集約方法	—
他市町との協議	他市町の同意取得	—	

■他自治体設定事例2（東京都町田市）

検討項目		検討項目の詳細	江南市 該当項目
一次 選定	(1)法的制約条件への適合	以下のエリアを除外する。 ① 防災に関する地域(浸水予想区域、土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所) (洪水ハザードマップ) ② 自然保護に関する地域(国立・国定公園区域、都立自然公園区域、自然環境保全地域) ③ 鳥獣保護に関する地域(鳥獣保護区域内の特別保護地区) ④ 文化財保護に関する地域(埋蔵文化財、国指定文化財、県指定文化財) ⑤ 農業地域(農用地区域) ⑥ 森林地域(保安林) ⑦ 世界遺産:緩衝地帯	—
	(2)災害・環境に対する安全性	以下のエリアを除外する。 ① 活断層からの距離:50m以内(都市圏活断層図) ② 湿地:湿地範囲 ③ 水道水源の取水地点:半径1km以内	—
	(3)既往の土地利用との整合	① 既往の土地利用との整合を考慮し、住居系地域、商業系地域は原則的に除外する。 (町田都市計画図) ② 市街化調整区域において、都市計画公園、都市計画緑地は除外する。 ③ 都市緑地法の「特別緑地保全地区」、東京における自然の保護と回復に関する条例の「歴史環境保全地域」、「緑地保全地域」を除外する。	参考⑧
二次 選定	(4)物理的制約条件への適合	施設を建設するために最低限必要となる面積を確保できる箇所を選定する。 用地確保が困難な場合や収集・運搬効率を考慮した場合、数箇所に分散して整備する可能性がある。	基本①
	(5)収集・運搬の効率	2車線道路からの距離を考慮し、以下のエリアを除外する。 ① 2車線道路からの距離:500m以上	基本②
	(6)地形・地質条件	地形勾配が大きく、建設に不適と考えられるエリアを除外する。 ① 平均勾配:20%以上	参考⑨
	(7)用地取得の可能性	現在の市有地の活用について検討する。 民有地について検討する。	—
三次 選定	(8)評価項目の重み付け	機能面、環境面、土地利用面、経済面、維持管理面、余熱等利用面などのうち、候補地選定の視点として重視すべきものの重み付けを行う。 特に「市民の森」、「緑地保全の森」等の保全に配慮する。また、評価項目に「市境からの距離」を追加する。	—
	(9)比較評価	上記の視点から候補エリアの評価を行い、比較して最も合理的と考えられる箇所を選定する。	—

■他自治体設定事例3（兵庫県南但広域行政事務組合）

	評価項目		評価内容	江南市 該当項目
	一 次 選 定	立地条件	地形①	敷地面積に余裕があるか
搬入アクセス			搬入道路の距離及び状態はどうか	基本②
			交通量及び混雑度はどうか	—
			区域内における位置はどうか(運搬効率)	重要⑤
社会条件		法規制	法規制の解除難易度はどうか	—
		土地利用	土地利用状況はどうか	参考⑩
		文化財	史跡・名勝・天然記念物が近くにないか	—
		住居公共施設	住居及び公共施設が近くにないか	重要④、 参考⑥
環境条件		利水状況	放流先河川の利用状況はどうか	—

	評価項目		評価内容	江南市 該当項目
	二 次 選 定	立地条件	地形①	配置計画に無理はないか
用地の利用効率はよいか				—
谷地形が有効に利用できるか(埋立効率)				—
跡地が利用しやすいか				—
		地質	活断層との位置関係はどうか	—
自然条件		地形②	貴重な地形が近くにないか	—
		動植物	貴重な動植物が確認されていないか	—
		植生	植生の自然度はどうか	—
環境条件		景観	周辺に与える景観の変化はどうか	—

■他自治体設定事例4（奈良県奈良市）

評価項目			江南市 該当項目
大項目	中項目	小項目	
環境への影響度	生活環境	住宅の近接状況	重要④
		施設配置の制約	基本①
		道路交通への影響	参考⑦
		市民持込の利便性	—
	自然環境	土地利用の現況	参考⑩
		用途指定の状況	参考⑧
経済効率		施設整備にかかる費用	—
		維持管理、収集運搬にかかる費用	重要⑤
		廃棄物処分場があることによる影響	—
用地取得の難易度		土地の所有者数	重要③
		候補地の応募状況	—

■他自治体設定事例5（長野県伊那市）

区分		詳細評価項目		江南市 該当項目		
大項目	小項目	項目詳細				
立地条件	用地としての条件	用地面積	必要とする敷地面積	・現状で必要面積が確保可能か	基本①	
		地下水位の高低		・5m程度地下掘削が可能か	—	
				・井戸によるプラント用水確保の可否(地形・地質等から地下水利用の可能性を評価する)		
				・地下水利用への影響		
		土地利用規制の有無	農振農用地指定の有無と除外の難易度	・農振農用地指定の有無	—	
				・農林関係補助・交付金等事業対象地の有無		
				・補助対象施設(水路等)の有無		
	幹線道路の有無	幹線道路までの距離	・幹線道路までの距離	基本② 参考⑦		
			・幹線道路の幅員			
			・生活道路と搬入路の使い分けが可能か			
			・通学路と搬入路の使い分けが可能か			
	地形	建設可能な地形	・切土・盛土による平地造成の規模	参考⑨		
			・擁壁等、構造物の設置要否			
	運搬距離	収集地域における施設の位置関係から見た運搬距離	・圏内各市町村からの運搬距離	重要⑤		
	自然環境の保全	水道水源への影響	近隣の水道水源の有無	・取水中の水源地からの距離 ・造成による水源への影響の可能性	—	
		生物への影響	近隣の希少生物	・伊那市環境基本計画報告書による希少種の分布状況	動物 植物	—
				・長野県レッドデータブックに記載された希少種の分布状況	動物 植物	
				・地域で保護育成している植物群落等	動物 植物	
		保安林	保安林指定の有無	・候補地及び隣接地の指定状況による評価(水源かん養保安林)	—	
	生活環境の保全	住宅群への影響	住宅群までの距離	・住宅群との距離	重要④	
				・最も近い住宅までの距離・日照に与える影響		
				・一定距離範囲内の住宅戸数		0~500 501~1000
		用途地域指定状況	用途地域第1種・第2種住居専用地域	・用途地域第1種・第2種住居専用地域との位置関係(隣接等)	参考⑧	
		幹線道路の状況	交通量・道路混雑度	・生活道路に与える影響	参考⑦	
				・通園・通学路に与える影響		
	保安林	保安林指定の有無	・保健保安林・風致保安林保全に類する影響	—		
	近隣の廃棄物処理施設	近隣の廃棄物処理施設の有無と位置関係	・近隣の廃棄物処理施設の有無と候補地までの距離 ・廃棄物処理施設と同様に扱うべき施設の有無と候補地までの距離	—		
防災面への配慮	地盤の強弱等		・地質等による地盤の強度(専門家による判断が必要)	—		
	急傾斜地	対象地及び隣接地における急傾斜地形の有無	・対象地及び隣接地における急傾斜地形の有無・影響の程度	—		
	活断層の有無	近隣の活断層分布状況	・近隣の活断層の有無・距離を評価	—		
	保安林	保安林指定の有無	・候補地及び隣接地における「土砂流出防備保安林」指定の有無	—		
	その他	災害による危険性	・河川の増水による浸水想定区域、その他災害に関する危険度	—		
他の施設との調和	教育・福祉施設等との位置関係	教育施設までの距離	・幼稚園・学校からの距離	参考⑥		
		福祉施設までの距離	・保育園・福祉関係施設からの距離			
		病院・診療所までの距離	・病院・診療所からの距離			
歴史的財産の保護	遺跡・史跡等との位置関係	埋蔵文化財	・埋蔵文化財の有無・位置関係	—		
		指定文化財	・指定文化財の有無・位置関係			
経済性	施設建設コスト	用地取得費	・概算による用地費比較	—		
		整地等の費用	・造成工事の難易度	—		
		周辺道路の改修費用	・搬入路設置の難易度	—		
		施設建設費等	・その他、巨額の投資を必要とする付帯工事など	—		
その他	その他	近隣住民の理解度	・受け入れに対する理解度	—		
		景観	・主要眺望点からの可視・不可視	—		
		触れ合い活動の場	・「自然との触れ合いの場」として利用されている場所との位置関係、与える影響	—		

ウ 「都市計画」における配慮項目

都市計画上、ごみ処理施設等の位置の選定に係る配慮事項の望ましい基準から、評価が必要な項目は表3のとおりである。これらの項目について、候補地の状況を検証する。

表3 「都市計画」における配慮項目

項目
原則として工業地域又は工業専用地域であること(市街化区域の場合)
既存集落から100m以上離れていること
住居系の用途地域から100m以上離れていること
学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する建築物から100m以上離れていること

- ・江南市が設定した評価項目は他自治体の事例でも設定しているものであり、妥当である。
- ・他自治体で設定していて江南市で特記事項とされた項目、「土地利用の許認可等」、「構築物等の有無」、「近接する水源の有無」と新たに「浸水想定区域の指定」について、評価する必要がある。
- ・事業を進める上で地元の理解が必要となることから、「候補地選定に向けた合意形成過程」について、評価する必要がある。
- ・都市計画における配慮項目について、評価する必要がある。
- ・評価項目は候補地選定のための主要な項目を網羅しており、(1)選定経過の検証で課題とされた、特定の候補地が選定されるような評価項目の設定となっていないことを確認した。

(4) 判定基準の設定

ア 市設定の判定基準

市が設定した判定基準は、表4に示すとおりとなっている。

基本要素②、重要要素③、⑤、参考要素⑧、⑨の項目は、客観的な判定基準がない。

表4 市が設定した判定基準

評価項目		判定基準	評価
基本要素	① 敷地面積の確保	4ha以上の整形地が確保できる	○
		3ha以上4ha未満の整形地が確保できる	△
		3ha未満の整形地が確保できる	×
	② アクセスのしやすさ	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続している	○
		主要道路(国道、県道、都市計画道路)に近接している	△
		主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続・近接していない	×
重要要素	③ 用地確保のしやすさ	地権者が少なく土地取得が容易である	○
		地権者はまあまあ多いが、土地取得はなんとか可能である	△
		地権者が非常に多く、土地取得が困難である	×
	④ 近くの住居の少なさ	周囲500m以内の住宅等が200戸未満である	○
		周囲500m以内の住宅等が200戸以上500戸未満である	△
		周囲500m以内の住宅等が500戸以上である	×
	⑤ 運搬経費の安さ	構成市町からの運搬経費が一番安い	○
		構成市町からの運搬経費は中間的なものである	△
		構成市町からの運搬経費が他に比べて極めて高い	×
参考要素	⑥ 学校等施設の有無	周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がない	○
		周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がある	×
	⑦ 搬入道路の集落通過	集落等を通過せず施設に搬入が可能	○
		施設に搬入するために一部集落・住宅団地を通過する	△
		施設に搬入するために相当規模の集落・住宅団地を通過する	×
	⑧ 行政計画とのつりあい	土地利用構想、土地利用計画上支障がない	○
		土地利用構想、土地利用計画とは異なるが、大きな支障でない	△
		土地利用構想、土地利用計画上著しい支障がある	×
	⑨ 土地造成のしやすさ	地形等による構造上の支障がなく、土地造成が容易である	○
		地形上の問題により造成上の開発投資が必要である	△
急峻な地形等により土地造成が困難である		×	
⑩ 土地利用の現況	現在のところ土地はほとんど利用されていない	○	
	現在のところ土地の多くが他の目的(田、畑等)に利用されている	×	

市設定の判定基準に基づいて、判定基準が明確ではない項目について、客観的な判定基準を設定した新たな判定基準は、表5に示すとおりである。

表5 検証後の新たな判定基準

評価項目		判定基準	評価
基本要素	① 敷地面積の確保	4ha以上の整形地が確保できる	○
		3ha以上4ha未満の整形地が確保できる	△
		3ha未満の整形地が確保できる	×
	② アクセスのしやすさ	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続している	○
		主要道路(国道、県道、都市計画道路)に近接している (主要道路まで100m未満)	△
		主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続・近接していない (主要道路まで100m以上)	×
重要要素	③ 用地確保のしやすさ	地権者が少なく土地取得が容易である(～50名)	○
		地権者はまあまあ多いが、土地取得はなんとか可能である(51～100名)	△
		地権者が非常に多く、土地取得が困難である(101名～)	×
	④ 近くの住居の少なさ	周囲500m以内の住宅等が200戸未満である	○
		周囲500m以内の住宅等が200戸以上500戸未満である	△
		周囲500m以内の住宅等が500戸以上である	×
	⑤ 運搬経費の安さ	構成市町からの運搬経費が一番安い(～118,944千円/年)	○
		構成市町からの運搬経費は中間的なものである ※平均値(132,161千円/年)の±10%の範囲とした (118,945～145,376千円/年)	△
		構成市町からの運搬経費が他に比べ極めて高い(145,377千円/年～)	×
参考要素	⑥ 学校等施設の有無	周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がない	○
		周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がある	×
	⑦ 搬入道路の集落通過	集落等を通過せず施設に搬入が可能	○
		施設に搬入するために一部集落・住宅団地を通過する	△
		施設に搬入するために相当規模の集落・住宅団地を通過する	×
	⑧ 行政計画とのつりあい	土地利用構想、土地利用計画上支障がない (解除等が必要な指定がない)	○
		土地利用構想、土地利用計画とは異なるが、大きな支障でない (解除等が必要な指定があるが、解除は可能)	△
		土地利用構想、土地利用計画上著しい支障がある (解除等が難しい指定がある)	×
	⑨ 土地造成のしやすさ	地形等による構造上の支障がなく、土地造成が容易である(平坦な地形)	○
		地形上の問題により造成上の開発投資が必要である (土地造成が可能である)	△
		急峻な地形等により土地造成が困難である(土地造成が困難である)	×
	⑩ 土地利用の現況	現在のところ土地はほとんど利用されていない	○
現在のところ土地の多くが他の目的(田、畑等)に利用されている		×	

イ 市設定項目以外で他自治体が設定している項目の判定基準

市設定項目以外で他自治体が設定している項目の判定基準は、表6に示すとおりである。

表6 市設定項目以外で他自治体が設定している項目の判定基準の設定

評価項目		判定基準	評価
追加検討項目	⑪ 土地利用の許認可 (河川保全区域)	指定されていない	○
		一部指定されている	△
		全域指定されている	×
	⑫ 土地利用の許認可 (航空法による高さ制限)	指定されていない	○
		指定されている(60m以上)	△
		指定されている(60m未満)	×
	⑬ 構築物等の有無	構築物等がない	○
		構築物等があるが、避けることは可能	△
		避けることのできない構築物等がある	×
	⑭ 近接する水源の有無	近接する水源(河川、地下水)はない	○
		近接する水源(地下水のみ)がある	△
		近接する水源(河川)がある	×
	⑮ 浸水想定区域の指定	指定されていない	○
		一部指定されている	△
		全域指定されている	×
	⑯ 候補地選定に向けた 合意形成過程	周辺地区を含めた地元住民の理解を得ている	○
		所在地区住民の理解を得ている	△
		地元住民の理解を得ていない	×

ウ 「都市計画」における配慮項目の判定基準

「都市計画」における配慮項目の判定基準は表7のとおり設定した。

表7 「都市計画」における配慮項目の判定基準

評価項目			判定基準	評価
「都市計画」における配慮項目	⑰	工業地域又は工業専用地域であること	工業地域又は工業専用地域である	○
			工業地域又は工業専用地域でない	×
	⑱	既存集落から100m以上離れていること	100m以上離れている	○
			100m未満である	×
	⑲	住居系の用途地域から100m以上離れていること	100m以上離れている	○
			100m未満である	×
	⑳	学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する建築物から100m以上離れていること	100m以上離れている	○
			100m未満である	×

- ・判定基準は、候補地に優劣をつけるという観点から、概ね妥当である。
ただし、基本要素②「アクセスのしやすさ」、重要要素③「用地確保のしやすさ」、重要要素⑤「運搬経費の安さ」、参考要素⑧「行政計画とのつりあい」、参考要素⑨「土地造成のしやすさ」は、判定基準が明確でないため、新たに設定した。
- ・他自治体が設定している項目で追加検討が必要とした項目の判定基準を新たに設定した。
- ・「都市計画」における配慮項目の判定基準を新たに設定した。

(5) 評価内容

評価内容について、検証した結果は、表8から表13のとおりである。

ア 市設定の評価項目

市設定の判定基準に基づいて、検証した。なお、判定基準が明確ではない基本要素②、重要要素③、⑤、参考要素⑧、⑨については、具体的に設定した判定基準に基づき評価した。

表8 評価内容の検証(1)

評価項目		候補地					
		中般若町 北浦	宮田町 河沼	五明町 福森	曾本町 二子前	小折町 八反畑	
基本 要素	①敷地面積の確保	市判定	○	○	○	○	○
		検証	○	○	○	○	○
		判断根拠	7.2ha	4.1ha	5.8ha	9.6ha	7.6ha
		判定基準	○:4ha以上の整形地が確保できる △:3ha以上4ha未満の整形地が確保できる ×:3ha未満の整形地が確保できる				
	②アクセスのしやす さ	市判定	○	△	○	△	△
		検証	○	△	○	×	△
		判断根拠	県道浅井犬 山線に接続 している	県道浅井犬 山線に近接 している (64m)	国道155号 線に接続し ている	県道西之島 江南線に近 接していな い(217m)	国道155号 線に近接し ている (65m)
		判定基準	○:主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続している △:主要道路(国道、県道、都市計画道路)に近接している (主要道路まで100m未満) ×:主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続・近接していない (主要道路まで100m以上)				

表9 評価内容の検証(2)

評価項目		候補地					
		中般若町 北浦	宮田町 河沼	五明町 福森	曾本町 二子前	小折町 八反畑	
重 要 要 素	③用地確保のしやすさ	市判定	△	△	△	△	△
		検証	△	△	△	△	△
		判断根拠	地権者94名 291筆	地権者81名 225筆	地権者73名 132筆	地権者77名 129筆	地権者70名 151筆
		判定基準	○:地権者が少なく土地取得が容易である(~50名) △:地権者はまあまあ多いが、土地取得はなんとか可能である(51~100名) ×:地権者が非常に多く、土地取得が困難である(101名~)				
	④近くの住居の少なさ	市判定	○	×	×	×	△
		検証	○	×	×	×	△
		判断根拠	500m以内の住宅数				
			178戸	589戸	683戸	531戸	279戸
		判定基準	○:周囲500m以内の住宅等が200戸未満である △:周囲500m以内の住宅等が200戸以上500戸未満である ×:周囲500m以内の住宅等が500戸以上である				
	⑤運搬経費の安さ	市判定	○	△	△	△	△
		検証	○	△	△	×	△
		判断根拠	運搬費用(千円/年)				
			107,237	139,103	137,110	147,186	130,167
		判定基準	○:構成市町からの運搬経費が一番安い(~118,944) △:構成市町からの運搬経費は中間的なものである(118,945~145,376) ×:構成市町からの運搬経費が他に比べ極めて高い(145,377~) ※平均値(132,161千円/年)の±10%で区分けした				

表 10 評価内容の検証（3）

評価項目		候補地					
		中般若町 北浦	宮田町 河沼	五明町 福森	曾本町 二子前	小折町 八反畑	
参 考 要 素	⑥学校等施設の有 無	市判定	×	○	○	×	×
		検証	×	○	○	×	×
		判断根拠	江南緑地公園(中般若)、学習等供用施設(中般若会館)、木曾川扶桑緑地公園	該当施設なし	該当施設なし	学習等供用施設(曾本会館)	ジョイフル布袋、布袋東保育園、布袋南部地区学習等供用施設
		判定基準	○:周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がない ×:周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がある				
	⑦搬入道路の集落 通過	市判定	○	○	○	○	○
		検証	○	○	○	○	○
		判断根拠	集落なし	集落なし	集落なし	集落なし	集落なし
		判定基準	○:集落等を通過せず施設に搬入が可能 △:施設に搬入するために一部集落・住宅団地を通過する ×:施設に搬入するために相当規模の集落・住宅団地を通過する				
	⑧行政計画とのつ りあい	市判定	○	○	○	○	△
		検証	○	△	△	△	△
		判断根拠	整合する	農振地域	農振地域	農振地域	土地利用計画で工業地に指定、農振地域
		判定基準	○:土地利用構想、土地利用計画上支障がない(解除等が必要な指定がない) △:土地利用構想、土地利用計画とは異なるが、大きな支障でない(解除等が必要な指定があるが、解除は可能) ×:土地利用構想、土地利用計画上著しい支障がある(解除等が難しい指定がある)				
	⑨土地造成のしや すさ	市判定	△	○	○	○	○
		検証	△	○	○	○	○
		判断根拠	主に山林(現況)、その他畑等	主に田、その他畑等	主に畑、その他田等	主に田、その他畑等	主に畑、その他田等
		判定基準	○:地形等による構造上の支障がなく、土地造成が容易である(平坦な地形) △:地形上の問題により造成上の開発投資が必要である(土地造成が可能である) ×:急峻な地形等により土地造成が困難である(土地造成が困難である)				
⑩土地利用の現況	市判定	○	○	×	×	×	
	検証	○	○	×	×	×	
	判断根拠	ほとんどが未利用	ほとんどが未利用	田、畑として利用	田、畑として利用	田、畑として利用	
	判定基準	○:現在のところ土地はほとんど利用されていない ×:現在のところ土地の多くが他の目的(田、畑等)に利用されている					

イ 市設定項目以外で他自治体が設定している項目

表 11 評価内容の検証（４）

評価項目		候補地					
		中般若町 北浦	宮田町 河沼	五明町 福森	曾本町 二子前	小折町 八反畑	
追加検討項目	⑪土地利用の許認可(河川保全区域)	市判定	—	—	—	—	—
		評価	△	△	○	○	○
		判断根拠	一部指定	一部指定	なし	なし	なし
		判定基準	○:指定されていない △:一部指定されている ×:全域指定されている				
	⑫土地利用の許認可(航空法による高さ制限)	市判定	—	—	—	—	—
		評価	×	△	○	○	○
		判断根拠	56m程度	71m程度	なし	なし	なし
		判定基準	○:指定されていない △:指定されている(60m以上) ×:指定されている(60m未満)				
	⑬構築物等の有無	市判定	—	—	—	—	—
		評価	△	△	○	○	○
		判断根拠	住宅、墓地、 焼却炉など	倉庫	なし	なし	なし
		判定基準	○:構築物等がない △:構築物等があるが、避けることは可能 ×:避けることのできない構築物等がある				
	⑭近接する水源の有無	市判定	—	—	—	—	—
		評価	△	○	○	○	○
		判断根拠	下般若 第1号井	なし	なし	なし	なし
		判定基準	○:近接する水源(河川、地下水)はない △:近接する水源(地下水のみ)がある。 ×:近接する水源(河川)がある				
⑮浸水想定区域の指定 ※「木曾川はん濫時浸水シミュレーション」による	市判定	—	—	—	—	—	
	評価	○	×	○	○	○	
	判断根拠	指定されていない	全域指定されている	指定されていない	指定されていない	指定されていない	
	判定基準	○:指定されていない △:一部指定されている ×:全域指定されている					
⑯候補地選定に向けた合意形成過程	市判定	—	—	—	—	—	
	評価	×	×	×	×	×	
	判断根拠	地元住民の理解を得ていない	地元住民の理解を得ていない	地元住民の理解を得ていない	地元住民の理解を得ていない	地元住民の理解を得ていない	
	判定基準	○:周辺地区を含めた地元住民の理解を得ている △:所在地区住民の理解を得ている ×:地元住民の理解を得ていない					

ウ 「都市計画」における配慮項目

表 12 評価内容の検証（５）

評価項目			候補地				
			中般若町 北浦	宮田町 河沼	五明町 福森	曾本町 二子前	小折町 八反畑
「都市計画」における 配慮項目	⑰工業地域又は工業 専用地域である こと	評価	×	×	×	×	×
		判定基準	○:工業地域又は工業専用地域である ×:工業地域又は工業専用地域でない				
	⑱既存集落から100 m以上離れている こと	評価	×	×	×	×	×
		判定基準	○:100m以上離れている ×:100m未満である				
	⑲住居系の用途地 域から100m以上 離れていること	評価	○	○	○	○	○
		判定基準	○:100m以上離れている ×:100m未満である				
	⑳学校、老人ホーム、 保育所、病院、図書館その他 これらに類する建 築物から100m以上 離れていること	評価	○	○	○	○	○
		判定基準	○:100m以上離れている ×:100m未満である				

- ・判定基準が明確ではない項目について具体的な判定基準を設定し評価した結果、市が行った判定結果と一部異なった評価となったが、判定基準が明確な項目については、同じ評価となったことから、市の判定結果は概ね妥当である。
- ・②アクセスのしやすさについては、新たに設定した判定基準（主要道路まで100m以上）により、「曾本町二子前地内」の判定を差があるものとして変更した。
- ・⑤運搬経費の安さについては、新たに設定した判定基準（平均値より10%以上高くなる）により、「曾本町二子前地内」の判定を差があるものとして変更した。
- ・⑧行政計画とのつりあいについては、農業振興地域に指定されている「宮田町河沼地内」「五明町福森地内」、「曾本町二子前地内」の判定結果を変更した。
- ・市設定項目以外で他自治体が設定している項目として、⑪土地利用の許認可（河川保全区域）、⑫土地利用の許認可（航空法による高さ制限）、⑬構築物等の有無、⑭近接する水源の有無、⑮浸水想定区域の指定、⑯候補地選定に向けた合意形成過程の項目を追加して評価した。
- ・「都市計画」における配慮項目について評価した。

エ 判定結果のまとめ

表 13 判定結果のまとめ

評価項目		候補地				
		中般若町 北浦	宮田町 河沼	五明町 福森	曾本町 二子前	小折町 八反畑
基本 要素	①敷地面積の確保	○	○	○	○	○
	②アクセスのしやすさ	○	△	○	×	△
重要 要素	③用地確保のしやすさ	△	△	△	△	△
	④近くの住居の少なさ	○	×	×	×	△
	⑤運搬経費の安さ	○	△	△	×	△
参考 要素	⑥学校等施設の有無	×	○	○	×	×
	⑦搬入道路の集落通過	○	○	○	○	○
	⑧行政計画とのつりあい	○	△	△	△	△
	⑨土地造成のしやすさ	△	○	○	○	○
	⑩土地利用の現況	○	○	×	×	×
追加 検討 項目	⑪土地利用の許認可 (河川保全区域)	△	△	○	○	○
	⑫土地利用の許認可 (航空法による高さ制限)	×	△	○	○	○
	⑬構築物等の有無	△	△	○	○	○
	⑭近接する水源の有無	△	○	○	○	○
	⑮浸水想定区域の指定	○	×	○	○	○
	⑯候補地選定に向けた合意形成過程	×	×	×	×	×
都市 計画 配慮 項目	⑰工業地域又は工業専用地域である こと	×	×	×	×	×
	⑱既存集落から100m以上離れている こと	×	×	×	×	×
	⑲住居系の用途地域から100m以上 離れていること	○	○	○	○	○
	⑳学校、老人ホーム、保育所、病院、 図書館その他これらに類する建築 物から100m以上離れていること	○	○	○	○	○

(6) 判定結果の点数化（重み付け）

判定結果の点数化にあたって、判定基準に重み付けを行っている。判定基準の重み付けは表 14 のとおりである。

基本要素は、候補地として必須条件である①敷地面積の確保、候補地として望ましい条件②アクセスのしやすさであり、最高 5 点としている。

重要要素は、用地取得を考慮した③用地確保のしやすさ、④近くの住居の少なさ、ごみ処理経費に占める割合が大きい収集運搬費を考慮した⑤運搬経費の安さであり、最高 10 点としている。

参考要素は、用地選定を行うにあたり考慮すべき項目として、周辺環境への影響を考慮した⑥学校等施設の有無、⑦搬入道路の集落通過、土地利用を考慮した⑧行政計画とのつりあい、⑩土地利用の現況、費用面、建設工期を考慮した⑨土地造成のしやすさであり、最高 3 点としている。

表 14 判定基準の重み付け

	判定ごとの点数		
	○	△	×
基本要素	5 点	3 点	1 点
重要要素	10 点	6 点	2 点
参考要素	3 点	2 点	1 点

- ・ごみ処理施設の建設にあたっては、一般的には建設用地を確保することが最も困難な問題であり、用地取得に関する③用地確保のしやすさ、④近くの住居の少なさを重視することは妥当である。また、ごみ処理経費に占める収集運搬費の割合が大きいことから、経済性を考慮して⑤運搬経費の安さを重視していることも妥当と考える。なお、事業を進める上で、地元の理解が必要となることから、⑩候補地選定に向けた合意形成過程を重要要素に追加することも考えられる。
- ・基本要素の項目である①敷地面積の確保、②アクセスのしやすさは、ごみ処理施設用地としての基本条件であり、重要要素に次ぐ重み付けは妥当である。なお、①敷地面積の確保は必須条件として点数評価から除外することも考えられる。
- ・参考要素は、各候補地の状況の違いをみる項目であり、基本要素より重み付けを低くすることは妥当である。なお、①敷地面積の確保を必須条件として点数評価から除外した場合、参考要素の重み付けを基本要素（②アクセスのしやすさ）と同一とすることも考えられる。
- ・市設定項目以外で他自治体が設定している項目のうち、⑪土地利用の許認可（河川保全区域）は、規制にかからない範囲内において用地面積が確保できれば問題はない。⑫土地利用の許認可（航空法による高さ制限）は、中般若町北浦地内が 56m程度に制限されているが、一般的に煙突の高さは航空法での制限により 59m以下で計画しているところが多く、煙突の高さを 56m程度としても排出ガスに含まれる有害物質の着地濃度が高くなる影響はほとんどないと考えられる。⑬構築物等の有無については、住居、墓地、焼却炉、倉庫などを避けて用地面積が確保できれば影響は小さいと考えられる。⑭近接する水源の有無については、中般若町北浦地内の近傍に取水井戸があるが、距離が離れていればごみ処理施設建設の影響は小さいと考えられる。⑯候補地選定に向けた合意形成過程については、各候補地とも条件は変わらない。これらのことから、⑪、⑫、⑬、⑭、⑯は点数評価を行わないこととした。
- ・市設定項目以外で他自治体が設定している項目のうち、⑮浸水想定区域の指定については、施設に与える影響が大きいことから、点数評価を行うこととした。
- ・「都市計画」における配慮項目は、各候補地に大きな差はなく、点数評価を行わないこととした。
- ・以上のことから、市設定の重み付けは概ね妥当と考えられる。

(7) 評価結果

市設定の判定基準の重み付けにしたがって、判定結果を点数化すると、表 15 に示すとおりとなる。

表 15 評価内容検証後の評価結果

評価項目		中般若町 北浦		宮田町 河沼		五明町 福森		曾本町 二子前		小折町 八反畑	
基本 要素	①敷地面積の確保	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5
	②アクセスのしやすさ	○	5	△	3	○	5	×	1	△	3
	小計	10		8		10		6		8	
重要 要素	③用地確保のしやすさ	△	6	△	6	△	6	△	6	△	6
	④近くの住居の少なさ	○	10	×	2	×	2	×	2	△	6
	⑤運搬経費の安さ	○	10	△	6	△	6	×	2	△	6
	小計	26		14		14		10		18	
参考 要素	⑥学校等施設の有無	×	1	○	3	○	3	×	1	×	1
	⑦搬入道路の集落通過	○	3	○	3	○	3	○	3	○	3
	⑧行政計画とのつりあい	○	3	△	2	△	2	△	2	△	2
	⑨土地造成のしやすさ	△	2	○	3	○	3	○	3	○	3
	⑩土地利用の現況	○	3	○	3	×	1	×	1	×	1
	小計	12		14		12		10		10	
合計		48		36		36		26		36	

※見え消し部分は、市評価

・市設定の判定基準の重み付けにしたがった評価結果は、中般若町北浦地内が 48 点となり評価が最も高くなった。次いで、宮田町河沼地内、五明町福森地内、小折町八反畑地内が 36 点、曾本町二子前地内が 26 点という評価結果となった。

また、①敷地面積の確保を点数評価から除外し、⑮浸水想定区域の指定を参考要素に追加し、基本要素と参考要素の重み付けを同じとした場合の評価を表 16 に示す。

表 16 評価内容検証後の評価結果

評価項目		中般若町 北浦		宮田町 河沼		五明町 福森		曾本町 二子前		小折町 八反畑	
基本 要素	②アクセスのしやすさ	○	5	△	3	○	5	×	1	△	3
	小計	5		3		5		1		3	
重要 要素	③用地確保のしやすさ	△	6	△	6	△	6	△	6	△	6
	④近くの住居の少なさ	○	10	×	2	×	2	×	2	△	6
	⑤運搬経費の安さ	○	10	△	6	△	6	×	2	△	6
	小計	26		14		14		10		18	
参考 要素	⑥学校等施設の有無	×	1	○	5	○	5	×	1	×	1
	⑦搬入道路の集落通過	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5
	⑧行政計画とのつりあい	○	5	△	3	△	3	△	3	△	3
	⑨土地造成のしやすさ	△	3	○	5	○	5	○	5	○	5
	⑩土地利用の現況	○	5	○	5	×	1	×	1	×	1
	⑮浸水想定区域の指定	○	5	×	1	○	5	○	5	○	5
	小計	24		24		24		20		20	
合計		55		41		43		31		41	

- ・①敷地面積の確保を点数評価から除外し、⑮浸水想定区域の指定を参考要素に追加し、基本要素と参考要素の重み付けを同じとした場合の評価結果は、中般若町北浦地内が 55 点となり評価が最も高くなった。次いで、五明町福森地内が 43 点、宮田町河沼地内、小折町八反畑地内が 41 点、曾本町二子前地内が 31 点という評価結果となった。

5 検証結果

(1) 選定経過

候補地の洗い出しと選定方法（評価項目、判定基準、重み付け）が並行して再検討されている。候補地選定の公平性及び透明性の観点から、候補地洗い出しの前に選定方法を設定することが望ましいと思われるが、江南市が候補地の受入れを表明した経緯から、候補地の洗い出しと選定方法の設定が並行して進められていることはやむを得ないとする。なお、公平性については、(3) 評価項目の設定で検証した。

(2) 候補地洗い出しの条件

他自治体において近年建設された同規模施設（150 t/日～300 t/日）の建設事例から、3 ha 以上の一団となったエリアについては妥当である。

(3) 評価項目の設定

- ・市が設定した評価項目は他自治体の事例でも設定しているものであり、妥当である。
- ・他自治体で設定していて江南市で特記事項とされた項目、「土地利用の許認可等」、「構築物等の有無」、「近接する水源の有無」と新たに「浸水想定区域の指定」について、評価する必要がある。
- ・事業を進める上で地元の理解が必要となることから、「候補地選定に向けた合意形成過程」について、評価する必要がある。
- ・「都市計画」における配慮項目について、評価する必要がある。
- ・評価項目は候補地選定のための主要な項目を網羅しており、(1) 選定経過の検証で課題とされた、特定の候補地が選定されるような評価項目の設定となっていないことを確認した。

(4) 判定基準の設定

- ・判定基準は、候補地に優劣をつけるという観点から、概ね妥当である。
ただし、基本要素②「アクセスのしやすさ」、重要要素③「用地確保のしやすさ」、重要要素⑤「運搬経費の安さ」、参考要素⑧「行政計画とのつりあい」、参考要素⑨「土地造成のしやすさ」は、判定基準が明確でないため、新たに設定した。
- ・他自治体が設定している項目で追加検討が必要とした項目の判定基準を新たに設定した。
- ・「都市計画」における配慮項目の判定基準を新たに設定した。

(5) 評価内容

- ・判定基準が明確ではない項目について具体的な判定基準を設定し評価した結果、市が行った判定結果と一部異なった評価となったが、判定基準が明確な項目については、同じ評価となったことから、市の判定結果は概ね妥当である。
- ・②アクセスのしやすさについては、新たに設定した判定基準（主要道路まで 100m 以上）により、「曾本町二子前地内」の判定を差があるものとして変更した。

- ・⑤運搬経費の安さについては、新たに設定した判定基準（平均値より10%以上高くなる）により、「曾本町二子前地内」の判定を差があるものとして変更した。
- ・⑧行政計画とのつりあいについては、農業振興地域に指定されている「宮田町河沼地内」、「五明町福森地内」、「曾本町二子前地内」の判定結果を変更した。
- ・市設定項目以外で他自治体が設定している項目として、⑪土地利用の許認可（河川保全区域）、⑫土地利用の許認可（航空法による高さ制限）、⑬構築物等の有無、⑭近接する水源の有無、⑮浸水想定区域の指定、⑯候補地選定に向けた合意形成過程の項目を追加して評価した。
- ・「都市計画」における配慮項目について評価した。

（6）判定結果の点数化（重み付け）

- ・ごみ処理施設の建設にあたっては、一般的には建設用地を確保することが最も困難な問題であり、用地取得に係る③用地確保のしやすさ、④近くの住居の少なさを重視することは妥当である。また、ごみ処理経費に占める収集運搬費の割合が大きいことから、経済性を考慮して⑤運搬経費の安さを重視していることも妥当と考える。なお、事業を進める上で、地元の理解が必要となることから、⑯候補地選定に向けた合意形成過程を重要要素に追加することも考えられる。
- ・基本要素の項目である①敷地面積の確保、②アクセスのしやすさは、ごみ処理施設用地としての基本条件であり、重要要素に次ぐ重み付けは妥当である。なお、①敷地面積の確保は必須条件として点数評価から除外することも考えられる。
- ・参考要素は、各候補地の状況の違いをみる項目であり、基本要素より重み付けを低くすることは妥当である。なお、①敷地面積の確保を必須条件として点数評価から除外した場合、参考要素の重み付けを基本要素（②アクセスのしやすさ）と同一とすることも考えられる。
- ・市設定項目以外で他自治体が設定している項目のうち、⑪土地利用の許認可（河川保全区域）は、規制にかからない範囲内において用地面積が確保できれば問題はない。⑫土地利用の許認可（航空法による高さ制限）は、中般若町北浦地内が56m程度に制限されているが、一般的に煙突の高さは航空法での制限により59m以下で計画しているところが多く、煙突の高さを56m程度としても排出ガスに含まれる有害物質の着地濃度が高くなる影響はほとんどないと考えられる。⑬構築物等の有無については、住居、墓地、焼却炉、倉庫などを避けて用地面積が確保できれば影響は小さいと考えられる。⑭近接する水源の有無については、中般若町北浦地内の近傍に取水井戸があるが、距離が離れていればごみ処理施設建設の影響は小さいと考えられる。⑯候補地選定に向けた合意形成過程については、各候補地とも条件は変わらない。これらのことから、⑪、⑫、⑬、⑭、⑯は点数評価を行わないこととした。
- ・市設定項目以外で他自治体が設定している項目のうち、⑮浸水想定区域の指定については、施設に与える影響が大きいことから、点数評価を行うこととした。

- ・「都市計画」における配慮項目は、各候補地に大きな差はなく、点数評価を行わないこととした。
- ・以上のことから、市設定の重み付けは概ね妥当と考えられる。

(7) 評価結果

- ・市設定の判定基準の重み付けにしたがった評価結果は、中般若町北浦地内が 48 点となり評価が最も高くなった。次いで、宮田町河沼地内、五明町福森地内、小折町八反畑地内が 36 点、曾本町二子前地内が 26 点という評価結果となった。
- ・①敷地面積の確保を点数評価から除外し、⑮浸水想定区域の指定を参考要素に追加し、基本要素と参考要素の重み付けを同じとした場合の評価結果は、中般若町北浦地内が 55 点となり評価が最も高くなった。次いで、五明町福森地内が 43 点、宮田町河沼地内、小折町八反畑地内が 41 点、曾本町二子前地内が 31 点という評価結果となった。
- ・市が設定した重み付けを用いた評価結果、評価項目を一部削除・追加し、重み付けを変更した評価結果ともに、「中般若町北浦地内」が候補地として最も相応しいという結果になった。

6 所感

ごみ処理施設建設の候補地選定方法は、複数の候補地を抽出し、あらかじめ設定した評価項目に基づき、数回の絞り込みを経て最も相応しい1か所を決定する。なお、初めに抽出した候補地が少ない場合は、一度の評価で決定する場合もある。

候補地の抽出方法は、行政区域全域を対象として、法規制、地形等の物理的な条件から施設を建設できない地域を設定し、残った地域から施設の建設に必要な面積を確保できるところを探し、そこを候補地とする手法がある。なお、推薦や公募により候補地を設定する場合もある。

江南市の場合、市域中心部は住宅地や商業地となっており、周辺部が田園集落地となっている。そのため、ごみ処理施設建設に必要な面積の土地を候補地として多数抽出することが難しい状況にある。

抽出した候補地が5か所であったことから、数回に分けて徐々に絞り込みを行うのではなく、一度の評価で決定する手法は妥当である。

候補地抽出後は、設定した評価基準に基づき、絞り込みを行っているが、設定した評価項目は特別なものでなく、他自治体でも採用しているものである。着眼点についても用地取得、収集運搬経費（経済性）に重点をおいたものであり、視点としては妥当なものである。

以上のことから、市が実施した候補地選定結果は、妥当なものである。